

特定非営利活動法人 大空 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大空という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市高島263番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に社会的養護を必要とする子どもたち及びシングルマザー並びに被災者に対して、食育活動、スポーツ活動及びボランティア活動を通じて安心して過ごせる場を提供するとともに、次世代に繋がる安全で豊かな住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は、援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ファミリーホームの運営事業
- (2) シングルマザーへの相談・支援事業

- (3) スポーツ活動の普及に関する事業
- (4) 食育に関する事業
- (5) 災害地及び被災者に対する支援事業
- (6) 前各号に関連する個人・団体等との協力支援に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 暴力団等反社会的勢力に属していると認められる者及び自己の利益のため暴力団等反社会的勢力を利用した者は会員となることができない。
- 3 法人又は団体で、役員の内には暴力団等反社会的勢力に属していると認められる者が含まれている場合は、会員となることができない。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面及び電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を、法人で定める規則に従い納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上、10 名以内
- (2) 監事 1 名以上、3 名以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は理事の互選により選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末

日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 職員の任免は、理事長が行う。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48

条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事長又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加

わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会費の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が指名した理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3

以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 細則

（細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 小・林 勇 貴
理事 澤 山 憲 秀
理事 山 崎 謙 吾
監事 竹 澤 波 静
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する通常総会の終結までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 入会金 0 円
(2) 年会費 正会員 個人 20,000 円、団体 30,000 円
賛助会員 個人 1 口 10,000 円、団体 1 口 10,000 円。

以上は、当法人の定款の原本に相違ない。

富山市高島 263 番地 2
特定非営利活動法人 大空
理事 小 林 勇 貴

役員名簿

特定非営利活動法人大空

記

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	小 林 勇 貴		無
理事	澤 田 憲 秀		無
理事	山 崎 謙 吾		無
監事	竹 澤 波 静		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

令和6年の能登半島地震発災により被災地へのボランティア活動の重要性を認識しているところです。なかでも社会的弱者である子どもたちが将来にわたり安心して生活していけるよう、食育を推進する場や地域住民との交流を持つ場を運営し、シングルマザーや被災者を支援していくためにこの団体を設立することとしました。このことにより地域に開かれたコミュニティの場を提供することがこの団体の趣旨です。

今後ますます子育てしやすく安心して生活できる地域社会を作っていくことが求められています。

このような団体では、施設賠償責任保険やボランティア活動保険に加入し、各種助成金を活用しながら運営していくために必須となるのが特定非営利法人の設立です。

我々が目指すのは、地域社会の活性化です。未来のある子ども達のために社会全体を変えていかなければならないと思い特定非営利活動法人としての活動を選択しました。

2 申請に至るまでの経過

令和 6年11月 1日 第1回設立準備会
令和 6年12月15日 第2回設立準備会
令和 7年 1月10日 第3回設立準備会
令和 7年 2月 1日 設立総会

令和 7年 月 日

特定非営利活動法人大空

設立代表者 住所

氏名

小 林 勇 貴



設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人大空

1 事業実施の方針

- ・ 設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、メディアへの働きかけ及びホームページ整備を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
(1) ファミリーホームの運営事業	月極、定期契約、一時預かり	(A) 週 5 日 (B) 法人住所地 (C) 3 人	(D) 乳児、児童 (E) 5 人	640,000
(2) シングルマザーへの相談・支援事業	生活支援、就労支援、メンタルヘルスサポートの個別相談	(A) 週 5 日程度 (B) 法人住所地 (C) 3 人	(D) シングルマザー (E) 10 人	5,000
(3) スポーツ活動の普及に関する事業	サッカー教室、かけっこ教室、体操教室の開催	(A) 月 9 日程度 (B) 公営グラウンド、体育館、公民館 (C) 10 人	(D) 地域住民、子ども (E) 15 人	160,000
(4) 食育に関する事業	料理教室の開催 子ども食堂、弁当配達	(A) 月 2 日程度 (B) 法人住所地、戸別訪問 (C) 3 人	(D) 地域の子どもとその親 (E) 15 人	210,000
(5) 災害地及び被災者に対する支援事業	被災地での食事提供、弁当配達	(A) 災害時 (B) 被災地 (C) 10 人	(D) 被災地域住民 (E) 30 人	50,000
(6) 前各号に関連する個人・団体等との協力支援に関する事業	講師派遣、地域イベント企画立案、ボランティア養成・あっせん	(A) 週 5 日程度 (B) 法人住所地 (C) 3 人	(D) 協力支援先 (E) 30 人	0
(7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	貸切スペースの提供	(A) 月 2 日程度 (B) 法人住所地 (C) 3 人	(D) 協力支援先 (E) 30 人	0

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人大空

1 事業実施の方針

- ・前年度に引き続き、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、前年度同様メディアへの働きかけを強化するとともに、民間、公共の助成金を活用して事業を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
(1) ファミリーホームの運営事業	月極、定期契約、一時預かり	(A) 週 5 日 (B) 法人住所地 (C) 3 人	(D) 乳児、児童 (E) 5 人	2, 220, 000
(2) シングルマザーへの相談・支援事業	生活支援、就労支援、メンタルヘルスサポートの個別相談	(A) 週 5 日程度 (B) 法人住所地 (C) 3 人	(D) シングルマザー (E) 1 0 人	20, 000
(3) スポーツ活動の普及に関する事業	サッカー教室、かけっこ教室、体操教室の開催	(A) 月 9 日程度 (B) 公営グラウンド、体育館、公民館 (C) 1 0 人	(D) 地域住民、子ども (E) 1 5 人	480, 000
(4) 食育に関する事業	料理教室の開催 子ども食堂、弁当配達	(A) 月 2 日程度 (B) 法人住所地、戸別訪問 (C) 3 人	(D) 地域の子どもとその親 (E) 1 5 人	485, 000
(5) 災害地及び被災者に対する支援事業	被災地での食事提供、弁当配達	(A) 災害時 (B) 被災地 (C) 1 0 人	(D) 被災地域住民 (E) 3 0 人	40, 000
(6) 前各号に関連する個人・団体等との協力支援に関する事業	講師派遣、地域イベント企画立案、ボランティア養成・あっせん	(A) 週 5 日程度 (B) 法人住所地 (C) 3 人	(D) 協力支援先 (E) 3 0 人	0
(7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	貸切スペースの提供	(A) 月 2 日程度 (B) 法人住所地 (C) 3 人	(D) 協力支援先 (E) 3 0 人	10, 000

設立当初の事業年度活動予算書
法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人大空
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	100,000	300,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4 事業収益			
①ファミリーホームの運営事業収益	250,000		
②シングルマザーへの相談・支援事業	0		
③スポーツ活動の普及に関する事業収	350,000		
④食育に関する事業収益	250,000		
⑤災害地及び被災者に対する支援事業	0		
⑥前各号に関連する個人・団体等との	0		
支援に関する事業収益			
⑦その他、この法人の目的を達成する	50,000		
に必要な事業収益		900,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			1,200,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	800,000		
法定福利費	15,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	815,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	5,000		
施設等評価費用	235,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	250,000		
事業費計		1,065,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	120,000		
法定福利費	2,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	122,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		122,000	
経常費用計			1,187,000
当期経常増減額			13,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			13,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			13,000

2026年度活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人大空
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	100,000	300,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			
受取助成金		0	
4 事業収益			
①ファミリーホームの運営事業収益	1,920,000		
②シングルマザーへの相談・支援事業	0		
③スポーツ活動の普及に関する事業収	864,000		
④食育に関する事業収益	448,000		
⑤災害池及び被災者に対する支援事業	0		
⑥前各号に関連する個人・団体等との	50,000		
支援に関する事業収益			
⑦その他、この法人の目的を達成する	50,000		
に必要な事業収益		3,332,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,632,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,640,000		
法定福利費	40,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	2,680,000		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	20,000		
施設等評価費用	626,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	676,000		
事業費計		3,256,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	240,000		
法定福利費	4,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	244,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		244,000	
経常費用計			3,499,000
当期経常増減額			133,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			133,000
前期繰越正味財産			13,000
次期繰越正味財産額			146,000